

かわさき T E K T E K 協賛要綱

(目的)

第1条 この要綱は、かわさき T E K T E K の趣旨に賛同する法人、その他団体（以下「企業等」という。）及び個人が、かわさき T E K T E K に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(協賛の定義)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等又は個人が、かわさき T E K T E K に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 資金協賛

企業等が、かわさき T E K T E K の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）を提供すること。

(2) 物品等協賛

企業等が、かわさき T E K T E K の利用者に応援特典として配布する物品・優待券等（以下「協賛品等」という。）又は体験型の応援特典に関する役務（以下「協賛役務」という。）を提供すること。

(3) 広報宣伝協賛

企業等が、自ら所有等する広報媒体、有料広告物等により、かわさき T E K T E K の広報宣伝（以下「協賛広報」という。）を行うこと。

(4) 協力・支援

個人が、協賛金又は協賛品等を提供すること。

(5) その他協賛

第1号から第4号に記載するもの以外の協賛

(協賛の基準等)

第3条 協賛品等の内容や、協賛することができない業種又は業者等については、「川崎市広告掲載要綱第5条第2項の規定に基づく川崎市広告掲載基準」及び「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン（厚生労働省）」に準じるものとする。

(協賛の内容等)

第4条 第2条第2号に規定する協賛役務の具体的内容及び条件等は、協賛を申し出た企業等と健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当（以下「事務局」という。）が協議して決定するものとする。

2 第2条第3号に規定する協賛広報の具体的な内容及び条件等は、協賛を申し出た企業等と事務局が協議して決定するものとする。なお、協賛広報には、企業等の名称を表示することができるものとする。

3 前条各号に規定する協賛を行った企業等又は個人は第15条による特典が付与されるものとする。

(協賛期間)

第5条 協賛の受付期間は毎年4月1日から翌年3月末日までとし、4月1日から10月1日までに第9条の決定がされた場合の協賛期間は同年10月1日から翌年9月末日までとする。10月2日以降、翌年3月末日までに決定された場合の協賛期間は決定日から9月末日までとする。

(申込方法等)

第6条 協賛を希望する企業等はかわさきTEKTEK協賛申込書(第1号様式)を川崎市長宛て提出する。

(審査機関)

第7条 協賛企業等の決定について審査することを目的として、健康福祉局内にかわさきTEKTEK協賛企業等選定審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 健康福祉局長
- (2) 健康福祉局総務部長
- (3) 健康福祉局保健医療政策部長
- (4) 地域包括ケア推進室長
- (5) 健康福祉局総務部庶務課長
- (6) 健康福祉局総務部企画課長
- (7) 健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当課長

3 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、健康福祉局長とし、委員会の副委員長は健康福祉局総務部長とする。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会の庶務は、健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当において処理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに委員長が召集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員会に諮ることができない場合は、持ち回りにより可否を決定することができる。

(決定通知)

第9条 第7条の委員会により協賛の可否を決定したときは、かわさきTEKTEK協賛決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により、申し込みした企業等に通知する。

(申込内容の変更等)

第10条 企業等が申込内容の変更や、協賛の取下げ等をするときは、速やかにかわさきT

E K T E K協賛（変更・取下げ）申込書（第3号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の申込みに対して、その可否を決定したときは、かわさきT E K T E K協賛（変更・取下げ）決定通知書（第4号様式）により企業等に通知するものとする。

（決定の取消し）

第11条 市長は、第9条による決定後、社会通念上協賛が適當ではないと認められる事例が生じた場合には、その決定を取り消すことができる。

- 2 前項の取消しにより、企業等が損害を受けた場合においても、市はその賠償の責めを負わない。

（協賛金の受領）

第12条 第2条第1号に規定する資金協賛を行う企業等又は同条第4号に規定する協力・支援を行う個人は、第9条による通知を受理した後、事務局が指定する方法により、協賛金を納入するものとする。

（協賛物品等の受領）

第13条 第2条第2号に規定する物品等協賛及び協賛役務を行う企業等又は同条第4号に規定する協力・支援を行う個人は、第9条による通知を受理した後、事務局が指定する方法により、協賛物品等の納入又は協賛役務を実施するものとする。

（協賛広報の受領等）

第14条 第2条第3号に規定する広報宣伝協賛を行う企業等は、第9条による通知を受理した後、事務局が指定する方法により、協賛広報の実施報告書等を成果品として納入するものとする。

（協賛特典）

第15条 事務局は、第9条の規定により協賛申込を決定した企業等について、協賛金の額又は協賛金以外の協賛方法による場合は、協賛するために要した費用相当額（金銭換算相当額）に応じて、別表1に定める特典を付与することとし、決定通知書により企業等に協賛種別を通知するものとする。

- 2 協賛役務で、協賛するために要した費用相当額（金銭換算相当額）を算定するのが困難な場合は、体験を受け入れる人数に応じて、別表2に定める特典を付与することとし、決定通知書により企業等協賛種別を通知するものとする。
- 3 事務局は、前項に規定する協賛の特典の外に、必要に応じて、別の特典を追加できるものとする。

（協賛金の使途）

第16条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとする。

- （1）寄附ポイントに応じて小学校等へ交付する寄附金
（2）その他かわさきT E K T E Kに付随する経費で必要と認められるもの

（苦情処理）

第17条 企業等は協賛品等に関する苦情等について、自らの責任において速やかに解決しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

種別	金額	特典
プラチナスポンサー	30万円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・本市HPへの企業名の掲載 ・事業チラシへの企業名の掲載 ・事業SNSでの紹介 ・アプリホーム画面のバナー広告掲載（4週間以上）
ゴールドスポンサー	10万円以上 30万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・本市HPへの企業名の掲載 ・事業チラシへの企業名の掲載 ・事業SNSでの紹介 ・アプリホーム画面のバナー広告掲載（3週間）
シルバースポンサー	1万円以上 10万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・本市HPへの企業名の掲載 ・事業チラシへの企業名の掲載 ・事業SNSでの紹介 ・アプリホーム画面のバナー広告掲載（2週間）
ブロンズスポンサー	1万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・本市HPへの企業名の掲載 ・事業チラシへの企業名の掲載 ・事業SNSでの紹介 ・アプリホーム画面のバナー広告掲載（1週間）

別表 2

種別	体験受入人数	特典
プラチナスポンサー	50人以上	別表1 プラチナスポンサーと同様
ゴールドスポンサー	30人以上 50人未満	別表1 ゴールドスポンサーと同様
シルバースponsa	10人以上 30人未満	別表1 シルバースポンサーと同様
ブロンズスポンサー	10人未満	別表1 ブロンズスポンサーと同様

※1 協賛広報については、一律ブロンズスポンサーとする。

※2 複数協賛の場合は、それぞれの高い方の種別から1段階上の種別に昇格させることとする（例：協賛金5万円（シルバー）、協賛広報（ブロンズ）の2種類の協賛の場合、高い方の種別（シルバー）から1段階上の（ゴールド）とする。）。